

[特集] 進化する新技術活用システム

■ 評価試行方式

～「評価試行方式」3つのポイント～

Point 1. これまで実績のない技術でも、試行・評価を実施します。

- 申請技術については、産学官からなる評価委員会により中立的かつ客観的に評価されます。
- 技術の試行にあたっては、従来技術による標準積算額を超えない範囲で国土交通省が負担します。
- 従来積算額を超えた場合でも、評価委員会が従来技術に比べ効果が高いとみなした場合等は、国土交通省が負担する場合もあります。
- 試行するにあたって、施工場所・条件の希望・提案を出すことができます。

Point 2. NETISに登録し、全国の技術者に技術の情報提供が可能になります。

- NETISで技術情報の掲載のみを希望するBタイプに比べて、評価結果が追記掲載されるため、技術の信頼度が高まります。
- 技術を検索・選定するにあたって、より詳細で信頼性の高い情報が提供されるため、安心して活用できるようになります。

Point 3. 技術の改善点も見いだせます。

- 試行により、技術の改善点が判れば申請者に通知します。
- 申請者は改善点が判ること、さらなる技術開発に取り組むことが可能です。

～申請者が申請タイプを選択～

申請の受付対象は、AタイプとBタイプに分かれています。Aタイプは直轄工事において活用が見込まれる新技術で申請者が評価・試行を希望するもの、Bタイプは公共工事等において活用が見込まれる新技術が対象となります。

Aタイプ	<ul style="list-style-type: none"> ●申請者が事前評価・試行・事後評価を希望するタイプです。ただし、瑕疵発生時の修復・代替が困難な技術を除きます。(例えば、大規模、部分的適用が困難な技術)* ●現場での試行実施の可否については評価委員会が判断します。
Bタイプ	<ul style="list-style-type: none"> ●申請者がNETISへの技術情報の掲載のみを希望するタイプです。

※ Aタイプの対象技術とならない技術の例
【大規模工事であるもの】
 例: ケーソン、トンネル工、ダム、橋梁等の本体等
【一体として施工され重要構造物となるもの】
 例: 連続地中壁工、鋼管矢板基礎工等
【一体として施工され主体工種となるもの】
 例: 洞門工、共同工、橋梁上部工等

～受付・登録時に必要なものは?～
(A・Bタイプ共通)

① 申請についての相談

申請者は、評価試行方式の申請にあたって、北海道開発局の申請・相談窓口へ対象技術であるか等について事前にご相談下さい。また、相談の際には、「希望する申請タイプ」「申請書(様式1)裏面の了承・同意」「登録申請書類の作成」が必要となります。

② 申請書類の提出

申請・相談窓口により新技術である確認がとれた場合、表1に示す申請に必要な書類を技術開発相談員に提出して下さい。

表1 申請書類一覧

申請書(様式1) / 技術概要説明資料(様式2) / 詳細説明資料(様式3) / 比較表(様式4) / 申請技術に関する資料 / 特許関係資料(資料K-1) / 開発体制資料(資料K-2) / ウイルスチェック確認済書(資料K-4) / 電子媒体資料目次 ※申請書類の様式は以下のNETISホームページよりダウンロードいただけます。 http://www.hkd.mlit.go.jp/topics/netis/index.html
--

③ NETISに登録

申請書類に不備がなく書類審査を通過するとNETISに登録され、申請者に通知されます。

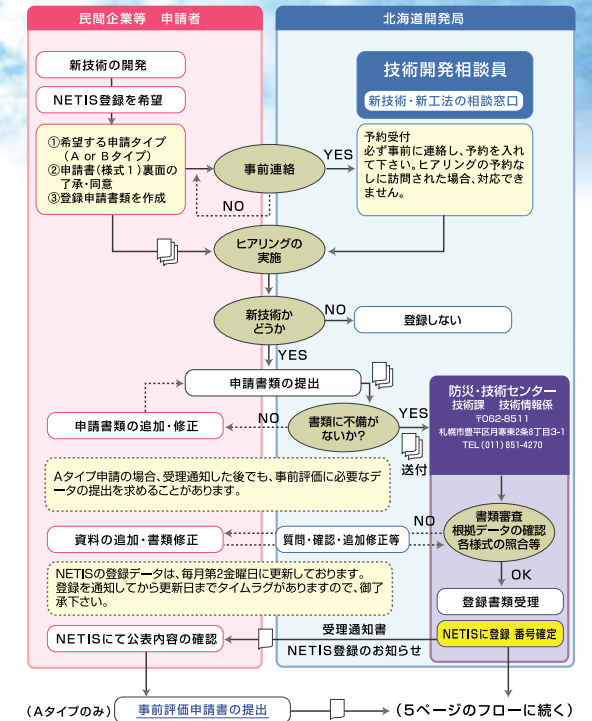


図3 受付から登録までの流れ(A・Bタイプ共通)

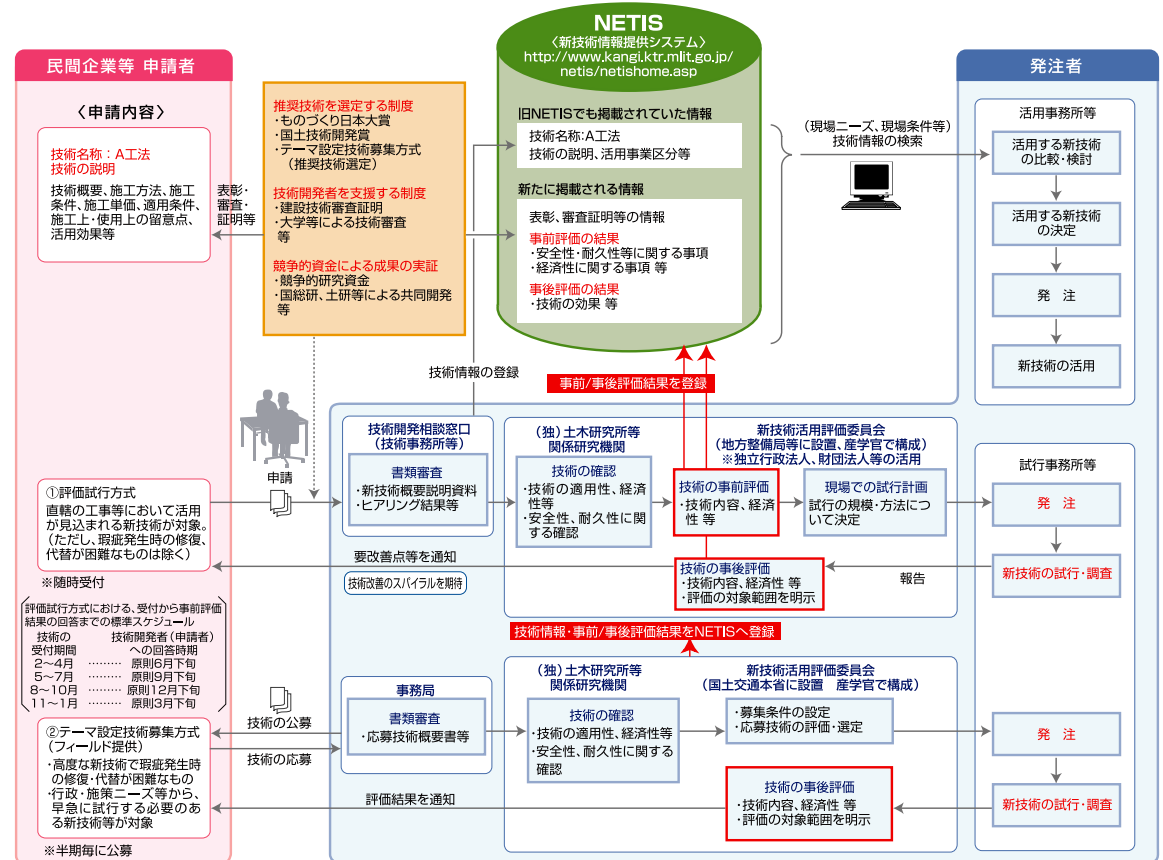


図2 公共事業等における技術活用システム

登録申請・受付の際の留意事項

登録による優位性と申請者の責務について

- 「公共工事等における技術活用システム」は、入札契約時の優位性を与えるためのものではありません。ただし、本システムにおいて技術を活用する場合は、活用する技術の特記仕様書に明記致します。
- 申請のタイプ分けは、「Aタイプ」でなければ活用されないという意味ではありません。「Bタイプ」は、現場事務所のニーズに基づき活用していきます。
- NETISの内容についての責は、情報提供者にあり、登録内容についての詳細な確認、及び一般からの技術内容の問合せに対しては、あくまで情報提供者に対応の義務があることをご留意下さい。
- 新技術活用の際の関係者間の「リスク負担」については、申請書(様式1)で明確になっていますので、ご確認下さい。

重複・複数申請の注意について

- 新技術の申請について、同じ組織で過去に申請したことのある技術かどうかをもう一度確認して下さい。新技術申請の管理を徹底していただき、申請前には一度NETISでの確認をお願い致します。
- 1社で複数の新技術を一度に申請される場合、ヒアリングはまとめて実施しますが、資料の書き方等同様な指摘・修正を極力省くために、1件ずつ資料を完成させていただけます。

申請窓口と評価担当について

- NETISは全国どの技術事務所でも申請が可能ですが、申請先は1箇所の相談窓口のみとして下さい。どの窓口で申請しても全国の技術者へ情報の提供を行います。
- 「Aタイプ」の場合は、技術の種類によって、受付地整と評価担当地整が別になることがあります。また、必要に応じて、「事前評価」を審査する評価委員会での説明をお願いする場合があります。

申請書類のヒアリングについて

- 申請後、国土交通省等から申請技術に関してヒアリングや資料請求等がある場合があります。その際は、可能な限り対応をお願いします。

- 申請書に対するヒアリング実施後またはメールにて修正依頼、質問等のお願ひに対し、返信・連絡のない場合は、申請辞退として取り扱わせていただきます。
- ヒアリング後に提出された書類に対し、国土交通省等から修正等を文書にてお願いしますが、同じ内容のお願いは繰り返しません。

申請タイプについて

- 登録済み新技術について、「評価試行方式」におけるNETISの検索対象とするためには、A,Bタイプいずれかの申請が必要となります。申請がないと「従来NETIS」のままの掲載となり、新NETISでの検索対象から除外されることになります。
- すでに国土交通省で施工実績がある場合でも「Aタイプ」への申請は可能です。ただし、評価委員会において、技術の有効性を確認する現場試行を行う必要はないと判断された場合、試行はお断りする場合があります。(この場合は、以降「Aタイプ」の扱いとなります。)
- 申請者と受付側でタイプの選定について食い違いがあった場合は、評価委員会にて決定し通知することになります。

申請様式について

- 経済比較に用いる従来技術は、工事において標準的に用いられる工法を選定して下さい。
- 様式3,4については、狭い記入欄に何を記載するべきかの解釈の違い等の問題点が寄せられているため、今後、記載事例の作成を行い、順次、相談窓口やHP等で配布を行いたいと考えております。

登録技術の活用区分について

- 従来NETISで各技術に設定していた活用事業区分については、「評価試行方式」導入に伴い、すべての登録技術を「試験フィールド事業」として再整理しています。「評価試行方式」において技術内容の評価をした後に、「歩掛」と「施工管理基準」の整備の必要があると判断した技術について「技術活用パイロット事業」として調査することになります。